

常任委員会

Q & A

総務委員会

開会日 6月25日(木)・29日
(月)・7月1日(水)
案件 議案12件・請願2件・
陳情3件・報告11件

●豊島区庁舎等建設基金条例を廃止する条例

問 決算剰余金などを運用金の償還にあてて、今年度の後半に基金を廃止したいという説明が先の予算委員会であったが、一時借入金で対応して、なぜ繰り上げて廃止することにしたのか。
答 新庁舎がオープンしたので、直ちに目的を達成した基金を廃止すべきとの判断によるもの。

●平成27年度豊島区一般会計補正予算(第2号)

問 池袋駅東口エレベータ整備事業経費について、ようやくとの感があるが、その内容は。
答 地上と地下通路を結ぶバリアフリー経路が、百貨店のエレベータに依存し、営業時間外に移動できなかった。鉄道事業者、百貨店事業者の協力を得て、新たにエレベータを設置できるかを今年度に調査するもの。

問 ゆりかご・としま事業経費の中の妊婦さんの全員面接の実施は非常に重要と思うが、事業の継続性は。
答 これに関連する東京都の計画が平成31年度までの5年計画であるので、とりあえず都の補助金を利用して実施していく。

●豊島区個人情報保護条例(一部改正)

問 マイナンバー制度が進むなか、今回、この条例の一部を改

正しながら、どのように個人情報を守っていくのか。
答 2つの面で対策を練っていく。システムの漏えいしないようにシステムを見直し、より安全なものに変えていく。職員から漏えいの危険性については、職員教育が必要になってくる。

●豊島区役所別館大規模改修工事請負契約について

問 ワンフロアであった生活福祉課が3フロアに分かれるが、運営については。
答 1階での相談を中心と考えている。複数のフロアで行っている他区の情報も入手して、検証しながら、無駄のない業務の仕方を再構築していきたい。

問 区役所別館は、以前にあった売却の話が頓挫してからその扱いはつきりしていなかった。今後の施設としての安定性は。
答 今回、金額をかけて耐震工事及び大規模な改修を行うので、4年、5年でまた移転というようなことは現在考えていない。

区民厚生委員会

開会日 6月25日(木)・29日
(月)
案件 議案3件・陳情1件・
報告11件

●豊島区特別区税条例等(一部改正)

問 住宅ローン控除の適用期間延長による区の影響は。
答 全額国庫負担でまかなわれるため区財政への影響はない。
問 旧3級品たばこ(6品目)の全体に占める売り上げの割合は。



区民厚生委員会視察風景

問 年々、売り上げ本数が増えており、売り上げ全体の約3%を占める。
問 法人住民税の一部国税化の影響は。
答 区の影響額は、27年度は8.7億円、28年度は18億円の減収。

●豊島区区民事務所設置条例(一部改正)

問 西部区民事務所の移転に伴い、救援センターはどうなるのか。
答 現在の要小中学校から千早二丁目の元の場所に救援センターは戻る。そこにミニ備蓄倉庫を設置する。

問 備蓄倉庫の内容は。
答 クラッカー、アルファ米が約1500ずつ、飲料水千本、毛布・カーペットが各千枚、簡易便器25個の通常のミニ備蓄倉庫と同程度の内容。

問 グランド周囲に防球ネットを配置するのか。
答 高さ8メートルの防球ネットを配置する。

●国民健康保険制度の広域化撤回を求める意見書提出および国民健康保険料の区独自の減額制度創設を求める陳情

問 国民健康保険制度の広域化の目的は。
答 国保制度を将来にわたり持続可能にすること。

都市整備委員会

開会日 6月26日(金)
案件 議案2件・陳情2件・
報告1件

●豊島区景観法に基づく景観計画の策定及び届出行為等に関する条例

問 他区に比べ、景観行政団体になる時期が遅い理由は。
答 区は平成5年に制定したアメニティ形成条例により景観法と同様の指導を以前から行ってきた。さらにきめ細かい指導のため、25年から景観計画の策定作業に着手した結果この時期になった。

問 アメニティ条例との並存による不都合は生じないのか。
答 現在は都区それぞれに同じ内容の申請書を提出する必要があるが、この条例により豊島区に同じものを2部提出することになる。むしろ窓口が一本化される利点がある。

問 アメニティ形成審議会で委員から出た特徴的な意見は。
答 池袋駅東口からグリーン大通りの区域を、景観計画の特別地区にしてはとの意見が多数を占めた。区の計画の中で新たに特別地区に定める。

問 どの自治体でも、このようなつなぎ条例の制定が必要なのか。
答 景観行政団体になってから景観計画策定に向けて行う作業があるため、どの区市町村も計画策定の半年程度前に景観行政団体になり、つなぎ条例を策定

している状況である。
問 区が受ける申請の増加により業務量が増え、審査に支障が出る心配はないのか。
答 広告については審査基準を変更しないため、件数は従来と同様の見込み。建築関係については、従来のアメニティ条例とは申請要件が変更されることや、特別地区の指定等の影響があると思われるが大幅な件数増減はない見込みである。しかし、1件当たりの審査に要する時間・人員は確実に増えると思定しており、今後の対応の必要性は認識している。

●建築基準法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例

問 特別工業地区に関する改正部分があるが、区に特別工業地区はあるのか。
答 準工業地区の一部に第2種特別工業地区がある。

子ども文教委員会

開会日 6月26日(金)・30日
(火)
案件 議案1件・請願1件・
報告12件

●豊島区立図書館設置条例(一部改正)

問 区の指定管理者制度の導入状況は。
答 27年4月現在で公の施設について、約1割にあたる37施設が導入している。

問 他区の図書館における指定管理者の導入状況は。
答 23区内では全体で12区、109館で指定管理者を活用している。

問 今回の一部改正により、指定管理者導入の対象になるのは。
答 駒込・上池袋・池袋・目白図書館の4館。中央・巣鴨・千

早図書館については直営のままである。
問 指定管理者導入におけるメリットは。
答 各館に責任者が配置され、民間の柔軟な発想と対応で意思決定できるために地域図書館の活性化が図れることや、経費を大きく上げず開館日を拡大できるなどサービスの拡大につながることである。

問 図書館の一定のレベルを維持するため、指定管理者の評価は導入後どのように行うのか。
答 事業者の自己評価のほか、年1回の区の視察によるモニタリングや第三者委員会をつくり評価を行うという3種類を組み合わせて実施したいと考えている。

●豊島区の中学校にふさわしい教科書選びについての請願

問 来年度から中学校で使用する教科書の実際の採択時期はいつになるのか。
答 本年8月26日の採択を予定しており、教育委員会の採択後は、速やかに学校への結果報告並びにホームページへの公開を行うことになっている。

問 今回の中学校の教科書採択において、何教科あるいは何種類の教科書を選定する必要があるのか。
答 教科数としては9教科、種類にすると15種類になる。

問 教科用図書調査・選定にあたり考慮していること等は。
答 区の教育目標、豊島区教育ビジョン2015及び地域の実情等とともに児童・生徒のわかりやすさ及び基礎基本の確実な習得を助けるものであることを考慮している。